

## 西宮市罹災証明書等の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合における当該災害に係る証明書の交付等について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 居住のために使用している建物(居宅、共同住宅、併用住宅)
- (2) 非住家 住家以外の建物(店舗、事務所、倉庫等)。ただし、これらの建物でも常時、人が居住している場合には当該部分は住家とする。

(証明書の種類)

第3条 証明書の種類は、次のとおりとする。ただし、火災による物件の被害程度を証明するものを除くものとする。

- (1) 罹災証明書 災害により住家や住家に該当しない住宅に生じた被害について、現地調査等により、被害状況を市が確認することができる場合に限り、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第90条の2第1項に規定するその被害の程度を証明するものをいう。
- (2) 罹災届出証明書 災害により次に掲げる物件等の罹災状況について、被害を受けた事実を市長に届け出たことを証明し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第8項による自治事務として交付するものをいう。
  - ア 住家及び非住家並びにそれらに付帯する工作物
  - イ 自動車等の動産
  - ウ その他市長が適当と認めたもの

2 前項第1号及び第2号に掲げる証明書(以下「罹災証明書等」という。)により証明する事項は、災害により生じた被害に関する事項とし、被害額については証明しない。

(罹災証明書等の交付申請等)

第4条 罹災証明書等の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、罹災証明書等交付申請書(様式第1号)に被害状況が確認できる写真、その他市長が必要と認める書類を添付して、災害発生の日から1年以内に市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

2 申請者は、前項の規定による申請をするときは、個人番号カード、運転免許証、旅券その他本人であることを示す書類を市長に提示又は写しを提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

3 罹災証明書等の交付申請は、代理人によってすることができる。この場合において、代理人は委任状を市長に提出しなければならない。ただし、代理人が罹災証明書等の交付を受けようとする者の同居の親族の場合は、これを省略することができる。

(調査)

第5条 市長は、前条の規定による罹災証明書の交付申請があったときは、内閣府が定める指針(災害に係る住家の被害認定基準運用指針。以下「運用指針」という。)等に基づき、住家等を調査するものとする。ただし、建物の被害が相当数に及ぶ場合は、申請を待たずに調査を行うことができる。

2 住家等に係る被害の程度について、罹災証明書の交付を受けようとする者が運用指針で定める準半壊に至らない(損害割合10%未満)ことを自己で判定しており、かつ、前条第1項の写真により、損害割合が準半壊に至らないことが推定できるときは、調査を省略することができる。

(証明書の交付)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があり、前条の規定による調査または自己の判定の結果に基づく被害の程度を適当と認めたときは、罹災証明書の交付を受けようとする者に罹災証明書(様式第2号)を交付するものとする。

2 市長は、第4条の規定による申請があり、同条第1項に掲げる書類をもって、災害により第3条第1項第2号に規定する物件等に対する被害があった旨の届出内容を適当と認めたときは、罹災届出証明書(様式第3号)を交付するものとする。

3 前2項の証明書は、民事上の権利義務に関して効力を有しない。

4 市長は代理人から委任状の提出があった場合には、代理人に罹災証明書等を交付することができる。ただし、代理人が罹災証明書等の交付を受けようとする者の同居の親族の場合は、これを省略することができる。

(再調査)

第7条 前条第1項の規定により、罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書の被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日から3か月以内に、市長に対し、再調査を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申出があり、申出理由が適当であると認めたときは、住家等の再調査を行い、新たに罹災証明書を交付するものとする。

(罹災証明書等の取消し等)

第8条 市長は、罹災証明書等の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段によりこれらの証明書の交付を受けたと認められたときは、当該罹災証明書等で証した事項を取り消すことができる。

2 前項の規定により、証明事項を取り消された者は、直ちに当該罹災証明書等を市長に返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、罹災証明書等の交付等に関して必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。